

モノクロ／カラー
印刷はどちらでも可

在宅療養のための 吸引器の取得

－ 医師向け 別冊 －

① 身体障害者手帳の取得者

② 「難病」の患者さん

吸引器の購入にあたり上記の方々には、制度による助成（【日常生活用具の電気式たん吸引器】に該当）を受けられる場合があります。そのためには市役所へ申請が必要となります。市の審査・支給の可否の決定まで1週間程度を要することが多いので、早い段階で手続きをすすめる方がよいでしょう。状態によっては、申請の手続きをすすめながら、先に吸引器のリースを検討することもあるかと思います。この冊子は、助成を受けるための申請の方法と注意点について記載しています。

※ 本冊子は2012年7月時点の情報をもとに作成しています

① 身体障害者手帳の取得者

助成の対象となるのは【呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害であって必要と認められる者】となっています。

■ 窓口

申請窓口はお住まいの市役所で、紀の川市は障害福祉課（各支所でも可）、岩出市は福祉課です。

■ 申請にあたって

申請までに事前に準備が必要となる場合がほとんどですので、対象となりそうであれば早い段階で市役所の申請窓口へ書類をもらいに行き、説明を受けておくように指導する方がよいでしょう。一定所得以上の方は助成の対象となりませんが、その人の所得を知ることは困難ですので、市役所で説明を受ける時に確認してもらう方がよいでしょう。

■ ひとくちメモ

- ☑ 紀の川市・岩出市ともに 56,400 円を基準額、耐用年数を 5 年としています。基準額の範囲内においては、市民税課税世帯は自己負担 1 割、市民税非課税世帯は自己負担なしとなります。基準額を超えた額は、全額自己負担になります。
- ☑ 医師が記載する書類は、【呼吸器機能障害 3 級以上】については必要ありませんが、【同程度の身体障害者】では必要となります。医師が記載する書類は、市の所定用紙があります（紀の川市では理由書、岩出市では意見書といいます）。また【同程度の身体障害者】で対象となる患者さんは、市によって違いますので、理由書・意見書を作成する前に確認する方がよいでしょう。特に岩出市では対象となる状態はかなり限定されているようです。
- ☑ 申請にあたり、購入を検討している吸引器のパンフレットと見積もりを添付する方が審査・決定がスムーズに進むようです。そのためにはどこかの業者に依頼することになると思いますが、市役所での審査にあたり、いくつか業者に見積もりを依頼した結果、より割安であればその業者になります。

② 「難病」の患者さん

助成の対象となるのは【難治性疾患克服研究事業対象疾患の 130 疾患（別表 I）及び関節リウマチ患者】で、在宅での療養が可能な程度に症状が安定しており、呼吸器機能に障害がある者となっています。

■ 窓口

申請窓口はお住まいの市役所で、紀の川市は障害福祉課（各支所でも可）、岩出市は福祉課です。

■ 申請にあたって

申請までに事前に準備が必要となりますので、対象となりそうであれば早い段階で市役所の申請窓

口へ書類をもらいに行き、説明を受けておくように指導する方がよいでしょう。一定所得以上の方は助成の対象となりませんが、その人の所得を知ることは困難ですので、市役所で説明を受ける時に確認してもらう方がよいでしょう。

■ ひとくちメモ

- ☑ 紀の川市・岩出市ともに 56,400 円を基準額としています。基準額の範囲内においての自己負担は、生計中心者の所得によって異なります（別表Ⅱ）。基準額を超えた額は、全額自己負担になります。
- ☑ 医師の記載する書類が必要になります。市の所定の診断書があります。
- ☑ 申請にあたり、購入を検討している吸引器のパンフレットと見積もりを添付する方が審査・決定がスムーズに進むようです。そのためにはどこかの業者に依頼することになると思いますが、市役所での審査にあたり、いくつか業者に見積もりを依頼した結果、より割安であればその業者になります。



身体障害者手帳・難病のいずれも対象となる場合は、制度上の優先順位から身体障害者手帳を利用して申請を行わなければなりません。

自費での購入・リース

自費で購入またはリースを考える場合は、担当のケアマネジャーや訪問看護ステーション、医療機器の取扱い業者等へご相談ください。患家を担当している訪問看護ステーションから一時的に貸出を受けられる場合もあります。生活保護を受給中の患者さんであれば居住地の担当のケースワーカー（紀の川市は社会福祉課、岩出市は福祉課）にまずご相談ください。

別表Ⅰ 難治性疾患克服研究事業

症例数が少なく、原因不明で治療方法も未確立であり、かつ、生活面で長期にわたる支障がある疾患について、研究班を設置し、原因の究明、治療方法の確立に向けた研究を行うもの。

現在 130 疾患を対象にこの事業が行われています。

臨床調査研究分野の対象疾患（130 疾患）一覧表

疾患番号	疾患名	疾患番号	疾患名
1	脊髄小脳変性症	66	拘束型心筋症
2	シャイ・ドレーガー症候群	67	ミトコンドリア病
3	モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	68	Fabry 病
4	正常圧水頭症	69	家族性突然死症候群
5	多発性硬化症	70	原発性高脂血症
6	重症筋無力症	71	特発性間質性肺炎

7	ギラン・バレー症候群	72	サルコイドーシス
8	フィッシャー症候群	73	びまん性汎細気管支炎
9	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	74	潰瘍性大腸炎
10	多巣性運動ニューロパチー (ルイス・サムナー症候群)	75	クローン病
11	単クローン抗体を伴う末梢神経炎(クロウ・フカセ症候群)	76	自己免疫性肝炎
12	筋萎縮性側索硬化症	77	原発性胆汁性肝硬変
13	脊髄性筋萎縮症	78	劇症肝炎
14	球脊髄性筋萎縮症	79	特発性門脈圧亢進症
15	脊髄空洞症	80	肝外門脈閉塞症
16	パーキンソン病	81	Budd-Chiari 症候群
17	ハンチントン病	82	肝内結石症
18	進行性核上性麻痺	83	肝内胆管障害
19	線条体黒質変性症	84	膵嚢胞線維症
20	ペルオキシソーム病	85	重症急性膵炎
21	ライソソーム病	86	慢性膵炎
22	クロイツフェルト・ヤコブ病 (CJD)	87	アミロイドーシス
23	ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病 (GSS)	88	ベーチェット病
24	致死性家族性不眠症	89	全身性エリテマトーデス
25	亜急性硬化性全脳炎 (SSPE)	90	多発性筋炎・皮膚筋炎
26	進行性多巣性白質脳症 (PML)	91	シェーグレン症候群
27	後縦靭帯骨化症	92	成人スティル病
28	黄色靭帯骨化症	93	高安病 (大動脈炎症候群)
29	前縦靭帯骨化症	94	バーシャー病
30	広範脊柱管狭窄症	95	結節性多発動脈炎
31	特発性大腿骨頭壊死症	96	ウエグナー肉芽腫症
32	特発性ステロイド性骨壊死症	97	アレルギー性肉芽腫性血管炎
33	網膜色素変性症	98	悪性関節リウマチ
34	加齢黄斑変性	99	側頭動脈炎
35	難治性視神経症	100	抗リン脂質抗体症候群
36	突発性難聴	101	強皮症
37	特発性両側性感音難聴	102	好酸球性筋膜炎
38	メニエール病	103	硬化性萎縮性苔癬
39	遅発性内リンパ水腫	104	原発性免疫不全症候群
40	PRL 分泌異常症	105	若年性肺気腫
41	ゴナドトロピン分泌異常症	106	ランゲルハンス細胞組織球症
42	ADH分泌異常症	107	肥満低換気症候群
43	中枢性摂食異常症	108	肺泡低換気症候群
44	原発性アルドステロン症	109	肺動脈性肺高血圧症
45	偽性低アルドステロン症	110	慢性血栓塞栓性肺高血圧症

46	グルココルチコイド抵抗症	111	混合性結合組織病
47	副腎酵素欠損症	112	神経線維腫症Ⅰ型（レックリングハウゼン病）
48	副腎低形成（アシソン病）	113	神経線維腫症Ⅱ型
49	偽性副甲状腺機能低下症	114	結節性硬化症（プリングル病）
50	ビタミンD受容機構異常症	115	表皮水疱症
51	TSH受容体異常症	116	膿疱性乾癬
52	甲状腺ホルモン不応症	117	天疱瘡
53	再生不良性貧血	118	大脳皮質基底核変性症
54	溶血性貧血（自己免疫性溶血性貧血・発作性夜間血色素尿症）	119	重症多形滲出性紅斑（急性期）
55	不応性貧血（骨髓異形成症候群）	120	リンパ脈管筋腫症（LAM）
56	骨髓線維症	121	進行性骨化性線維異形成症（FOP）
57	特発性血栓症	122	色素性乾皮症（XP）
58	血栓性血小板減少性紫斑病（TTP）	123	スモン
59	特発性血小板減少性紫斑病	124	下垂体機能低下症
60	IgA腎症	125	クッシング病
61	急速進行性糸球体腎炎	126	先端巨大症
62	難治性ネフローゼ症候群	127	原発性側索硬化症
63	多発性嚢胞腎	128	有棘赤血球を伴う舞蹈病
64	肥大型心筋症	129	HTLV-1関連脊髄症（HAM）
65	拡張型心筋症	130	先天性魚鱗癬様紅皮症

別表Ⅱ 日常生活用具給付事業費負担基準

給付を受ける者の属する世帯の階層区分		負担額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
B	生計中心者の前年所得税が非課税の世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	16,300円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	52,400円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	全額

※「生計中心者」は、その世帯の生活維持の中心となる人です。